---戦間期における欧州通商政策の分断的統合(1)---

松井隆幸

目次

- 1. 問題の視角
- 2. 米国の資本輸出と国際的資金循環の構図
- 3. 戦債とドイツの賠償問題 「ドーズ案」成立をめぐって-
 - (1) 賠償要求と連合国の思惑
 - (2) ドーズ公債と引渡問題
- 4. 排他的地域経済圏形成の前兆
- 5. 結びに代えて

1. 問題の視角

農業及びサービス分野を含む多岐にわたるWTO(世界貿易機関)の新多角的貿易交渉(ドーハ・ラウンド)は、途上国と先進国そしてEU・日本の間にみられる各国・地域の利害調整のむずかしさから遅々として進展しない、いわゆる「三すくみ」の状態が続いている。そして今年7月に開催されたジュネーブ閣僚会合は上記の理由から決裂に終った。他方ではこうした多国間主義を標榜するWTOのもどかしい今日的動きを横目に、それならばと地域経済圏内における二国間のFTA(自由貿易協定)締結の動きが世界的に活発化してきた。アジアでは、最近中国が積極的にASEAN諸国とのFTA締結に乗り出してお

り、他方これまで遅れをとってきた我が国であったが、シンガポール、メキシコ及びマレーシア各国とすでに締結している(2007年3月現在)。このように最近のアジアでは、ASEAN諸国とのFTA締結をめぐって日本と中国そして韓国の争奪戦が繰り広げられている様相を呈している。FTAとWTOとの整合性問題については別稿にゆずることにして、本稿は、こうしたグローバリズムとリージョナリズム(地域化)が併存する現代世界経済の動向を第二次世界大戦によって一度はご破産となった両大戦問期の大不況下でみられた欧州諸国と米国の間の対外通商政策にその原型を見出そうとするものである。すなわち、排他的地域経済圏の形成(いわゆるブロック化)と認識のギャップこそあれ米英両国によって着々と準備が進められていたグローバルかつ自由な貿易体制の形成である。

ところで、周知のように1929年に始まる大恐慌の研究に関する文献は非常に多いが、なかでも次の2人の研究者による著書は興味深い。その一人は、かつて両大戦間の不況期における欧米を中心とした帝国資本主義列強の諸政策を国際比較しながら展開した英国のアーント(Arndt,H.W.)である。彼の著書が『世界大不況の教訓』(〔1〕)と題して日本語版で初めて我が国に紹介された時期は奇しくも2度にわたる石油危機のはざまであった。確かにいずれの時期も先進諸国を巻き込んだ世界的な経済不況期であったことには違いないが、諸列強を取り巻く当時の状況は両者ともまったく異なるものであったことは言うに及ばない。アーントが日本語版への序文でも指摘しているように、地球規模での環境問題、資源の枯渇(エネルギー危機)問題、爆発的な人口増加に伴う食料危機などは確かに戦間期には存在しなかった。正確には、たとえ存在していたとしても問題視されていなかったと言った方が適切であろうか。いずれにせよ、両不況期の類似性の有無にかかわらず1930年代の大不況と石油危機に伴う70年代中葉から始まる経済不況を比較するうえで同書のもつ意義は大きい。

他方,もう一人は、国際経済学者の第一人者である米国マサチューセッツ工科大学のキンドルバーガー(Kindleberger,C.P.)である。彼の著書『大不況下の世界 1929-1939』([5])は、もっぱら欧米主要国を研究対象としている点で

はアーント氏と共通しているが、同書は各国の経済政策の分析にとどまらず、国際的視点から世界大不況を分析し解明しようとする点で他の研究と異にする。キンドルバーガーは、M.フリードマンとP.M.サミュエルソンによる2人の論争を引き合いに出して1929年の世界不況の原因を解析している。しかし、だからと言って彼が両者の見解を受け入れた訳ではない。むしろいずれも否定しながら自らの見解を展開しているい。とりわけ、大不況が長引き深刻化した原因を国際通貨機構に見出し、当時その役割を担うべき英国と米国の対応のまずさを指摘している点が興味深いか。すなわち、英国が第一次大戦前の1913年まで演じてきた国際経済通貨システムの保証人としての役割を続行する能力を喪失したこと、さらにその役割を第二次大戦後から1963年頃まで演じた米国が少なくとも1936年までは引き受けようとしなかったことに戦間期の世界的不況の原因を求め、ノン・ゼロサム・ゲームに着眼した国際経済通貨システムにおける運営上の非対称性を強調しているか。

さて、話を戻そう。本稿のねらいは、こうした両大戦間期における大不況の原因を追究することにないことは繰り返すまでもない。しかし本稿で賠償問題を取り上げている理由は、当時欧州諸国にとって戦後処理の重要かつ喫緊な課題であるばかりでなく、キンドルバーガーが指摘しているように、「賠償の歴史は世界不況の起源と間接的に多くの点で密接な関係にある」。からにほかならない。すでに述べたように、本稿の分析手法は、世界的大不況のもとで欧米列強の通商政策を国際比較の視点から分析し、一見対称性をなすグローバルかつリージョナルな近年の世界的動向をクロスさせながらその源流にアプローチするものである。その意味において一方でアーント氏の分析手法を用い、他方でキンドルバーガー氏の歴史観に刺激を受けたと言える。

振り返れば、多角・自由そして無差別を標榜する自由貿易体制(未だ見ぬGATT体制)づくりが戦間期から第二次大戦時に着々と進められていく過程で、米国によって推進された互惠通商協定によって貿易自由化をめざすグローバルな動きに対峙するかのように貿易統制をはかっていたいくつかの経済ブロックが列強間で形成されていた。例えば、フランスを中心とする金ブロック、ドイ

ッとバルカン半島の東欧諸国の間でみられた為替管理と二国間清算協定、英連邦経済圏がそれである。正確に言えば、第一次大戦後の不況下による輸出の低迷と欧州での経済圏の形成(ブロック化)によって閉め出され孤立化した米国は、国内経済繁栄の手段として互恵通商協定を結んで何とかして自国の輸出促進をはかろうとしたのである。こうした様相は今日の動向と似通っているが、現在の状況が戦後の自由貿易体制(GATT/WTO体制)下のグローバル化に対立的(もしくは補完的)な二国間主義に基づかれたFTAの進展とみるならば、戦間期の状況は後者から前者の動きである点で今日の状況と異なる。しかしながら、当時自ら対米通商差別と映っていた欧米諸国のなかで孤立化していた米国のポジションは、未だAPECに入っておらずNAFTAさえも創設していなかった当初の米国抜きの地域化の進展という今日的状況と非常に似ているのである。戦後復興と1929年に始まった世界大恐慌による不況からの脱出という米国のみならず欧州列強の戦間期共通の課題は、対外通商政策において自国経済優先から文字どおり分断的統合の様相を呈していたのである。本稿は、いわばその前哨戦の部分にあたる。

2. 米国の資本輸出と国際的資金循環の構図

さて、第一次大戦前までは米国は債務国で、対外債務の相手はもっぱら英国であった。ところが大戦後になると状況は逆転し、戦前債権国であった英国やフランスなどの連合国に対して、また敗戦国であったドイツに対する債権国となり長い間債務国であった地位から脱することができた(図1)。以後、米国は対外投資促進政策をとることになる。内訳をみると、戦間期とりわけ1929年世界恐慌前の1920年代後半をピークに主として欧州や南北米諸国向けのもっぱら民間投資を中心とした証券投資であった。地域別にも特徴がみられ、欧州に対しては電気・化学・機械などの製造業分野に、中南米の途上国に対しては原材料獲得を目的とした鉱物資源にそれぞれ投資を行っていたか。一般に資本投資はその国もしくは地域の貿易を促進させると言われているが、戦間期におい

ても例外ではなくその役割を担ったのが米国による欧米諸国に対する資本輸出であった。欧州を二分した第一次大戦による痛手は敗戦国のみならず欧州各国にまで及んだ。大戦後の混乱期においては、後述する戦後処理の問題はもとより何よりも不況からの脱却をはかるため経済復興をめざす共通の目的を有した欧州列強にとっては、その財源を米国の外国資本に依存するしか術はなかった。つまり、英国やフランスなどはその米国資本を経済復興資金と米国からの製品購入に充てたのである。他方ドイツでは、連合国への多額の賠償支払い(引き渡し)に充てられていたことは疑う余地はない。一方米国の立場からみると、資本輸出は米国の貿易黒字に大きく貢献していたと言える(図2)。換言すれば、米国は欧州諸国への資本輸出による資本収支赤字と欧州へのもっぱら製品輸出による貿易黒字(すなわち経常黒字)によって国際収支の均衡化がはかられたのである。当時世界最大の債権国であった米国は、本来ならば欧州からの製品輸入によって貿易黒字を相殺すべきところであるが、もともと1920年代初頭より(1930年には「ホーレイ・スムート関税(Hawley-Smoot Tariff)」の制定)伝統的に高率関税策をとっていた米国はそうはしなかったのである。

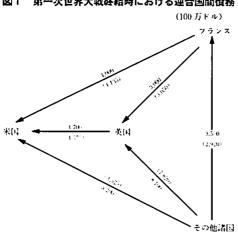
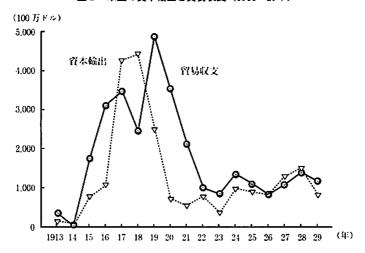


図1 第一次世界大戦終結時における連合国間格務

(注) 図中の(一)内の数値は、楊井鎬(13)102f(、第1・31表より第名貸出(1924年12月現在)。1ドル=4.20マルクで換算。
(出所) A.Sauvy, Histoire économique de la France, 1:1918-1931, Fayard, Paris, 1965, p. 169.
ただし、キンドルバーガー(5)21 f(より単分別。

図2 米国の資本輸出と貿易収支(1913~29年)



(出所) U.S. Department of Commerce Historical Statistics of the United States. Colonial Times to 1970, 1975, Part 2, pp.864-868 ただし、西田(11)25頁。表1-10より作成。

こうして資本輸出を軸としたこの米国のシナリオはいびつな欧米間の国際的経済関係を形成し、やがて国際収支の構造的不調整問題となったのである。ともあれ、戦前戦後を通じて熱帯産品輸入国を除いては殆どの国に対して一貫して貿易黒字を示してきた米国は、黒字を堅持するためにも輸入面では高い関税率を維持しながら資本輸出により輸出増加をはかろうとした点に、欧州列強とは様相を異にする当時の米国独自の貿易政策の特徴を見出すことができる。特にドイツに対する米国の対外投資は、松村氏も指摘しているように当時の独特な国際的資金循環(米国→ドイツ→欧州連合国→米国)の構図を生み出し、米ドルに対する依存が益々高まっていったのであるい。しかし後でみるように、戦術的に輸出増加を基調とするこの米国の対外政策は、1929年の米国株式市場の崩壊に端を発した世界恐慌(1931年欧州金融恐慌)による大不況と米国の高関税政策に対抗するかのごとく施行した欧州諸国による高関税率の賦課、さらには対米通商差別と映った欧州の排他的経済圏形成(ブロック化)によって阻まれることになる。こうして1930年代に入ると、当時国際的にも揺るぎない地

位にあった米国は次第に孤立化してゆき、国際的競争優位の立場にあるとはいえ、貿易黒字国であり続けるが故に諸外国が採用した直接的貿易統制政策の道を選択せず、伝統的な関税主義を貫き通しながら孤立主義からの脱却をはかるための新たな打開策を模索することになる。

3. 戦愤とドイツの賠償問題 - 「ドーズ案」成立をめぐって-

(1) 賠償要求と連合国の思惑

第一次大戦後の戦後処理の一つであるドイツ賠償(引渡し)問題は、結局のところ米国による援助に頼らざるを得なかったが、結論を先取りするならば、賠償問題は欧州全体の問題であってドイツだけの問題ではなかった。例えば、米国にとって欧州は輸出市場として重要な存在であるだけに、戦後のいち早い経済復興が待たれたのである。その意味で賠償問題解決の一つの指針を示したここで取り上げるドーズ案の成立は、戦後の歩みのある種の転換期とみなすことができる?。そこで賠償問題は、次のような2つの視点から捉えることができよう。

一つは、すでにみてきたように米国資本(米ドル)による国際的資金循環の中にドイツ賠償問題を位置づける見方である。つまり賠償問題には、その背景として戦後復興に伴う戦債問題すなわち連合国間における債権-債務問題があった点である。最大の債権国は言うまでもなく米国で、英国とフランスが主要な債権国であった(図3)。問題は、連合諸国が米国に対して債務を負っていることで、なかでも英国とフランスの両国がいずれも最大の債務国となっている点である(図4)。つまり、第一次大戦後の欧米間にみられた債務関係は、欧州諸国の対米債務と欧州連合国間の債務という二重構造を形成し、ドイツ賠償問題は連合国間の戦債問題のはざまにあった。それゆえドイツのみの問題として処理される類いのものではなくて、むしろドイツに対する賠償要求は対米債務連合諸国にとっては「切り札」として欠かせない存在であった。

図3 連合国における債権国の内訳

(1924年12月末現在、債権総額:1,088億2,130マルク)



(出所)場井編[13]102頁,第1・31表より作成。

図4 米国債権の国別内訳

(1924年12月末現在、債権総額:505億4,990万マルク)



(出所)図3に同じ。

いま一つは、先ほどの話と関わってくるが、英国とフランスの対立と和解の中でドイツ賠償問題を捉える見方である。ドイツに関する両国の対立と言えば、すでに歴史上の出来事となった「ベルリンの壁」崩壊(1989年)の翌年にドイツ再統一が実現し、大国となったドイツの影響力をいかに阻止し封じ込めてゆくか、いわゆる「ドイツ問題」をめぐる英国とフランスの対立を思い出すが、これは欧州統合の立場からみようとするものである。もちろん第二次大戦後欧州が歩んできた統合過程と歴史的背景は明らかに異なっているが、今に始まったことではない両国の対立を単なる見解の相違として片づけるものではなく、本稿の主題でもある欧州の分裂と統合の歴史の中で、賠償問題を通じて自国の立場を優先するのかそれとも欧州全体のことを考えるか、といった考え方を戦間期にすでに見出そうとするものであり、本稿でドイツ賠償問題を取り上げた理由もここにある。

さらに、敗戦国ドイツを例外として英国やフランスなど戦勝国といえども戦争によって被った被害は大きかったし、どの国も財政的に余裕などはなく相当逼迫していたのは事実である。戦争とはそういうものなのかも知れないが、元々第一次大戦は欧州諸国の経済的能力を遥かに超えたものであったし、自国の戦後復興と安定を何よりも優先する連合諸国の利害対立は、今度は舞台を変えて

賠償問題をめぐって展開されたのである10。それゆえ、後述するように各国の 損害額の違いは賠償問題を論じるうえで立場を異にし、自国への利害(賠償額 の取り分)を大きく左右する切実な問題であることも確かであった。なかでも フランスは英国に比べると打撃はかなり大きかったため、それだけにドイツか らの賠償支払いをほかのどの国よりもあてにしていたことからもうかがわれる。 このように損害額の違いから、実際に総じて英国が一連の賠償要求に対して穏 健な姿勢であったのに対してフランスは終始強硬な姿勢であった。

次に、以下ではいわゆるドーズ案¹¹(最終的には→ヤング案) に落ち着くに 至るまでの経緯を振り返ってみたい。結論から言って,すでに述べた理由から 各国立場の思惑が入ってくるため賠償問題の解決策への道は決して単調なもの ではなかった。つまり、今日で言うところの国益 (national interests) に深く 関わってくるため,米国と連合諸国間ないしは連合各国間の非常にナイーブな 問題を孕んでいた。1919年1月、戦後処理について話し合われたヴェルサイユ 講和会議が開かれたが,それに先立ち休戦交渉の最中にウイルソン米国大統領 の提唱した「ウイルソン原則」(1918年1月)がある□。この原則は無賠償主 義に基づかれた米国の基本的指針を示すもので、ドイツにとってはこの上もな いありがたいものであったが、当初連合国側には受入れの姿勢はまったくみら れず、同原則は連合諸国によって賠償義務を課す内容に大幅な原案修正が加え られた19。そして上述のヴェルサイユ講和会議において、賠償問題の争点となっ た「戦費賠償論」と「賠償総額決定論」をめぐって米国と連合国の間に亀裂が 生じ、やがて米国は賠償問題から手を引くことになった。基本的にウイルソン 原則に基づく米国が賠償は損害の補償に限られるべきであるという立場から戦 費を賠償に含まないことを主張するのに対して,英国とフランスを中心とする 連合国側は当初比較的穏健な立場にあった英国さえも戦費を賠償に含めること を頑なに主張する立場をとった。戦費賠償論をめぐっては,戦費を含む場合と 戦費を除外する場合とでは各国の取り分に大きく影響してくる問題があった。 いわゆる「パーセント遊戯」論に基づいた算出によると,例えば戦費を含めた 場合では英国や米国の取り分が多くなり、戦費を除外した場合はフランスやベ

ルギーの取り分が多くなるということになるい。

しかしここで重要で見逃せない点は、英国とフランスの賠償政策にみられる 根本的な違いが復興条件の違いに依拠していることである。譴和会議の前後に おける戦費賠償をめぐる両国の見解は同じ立場に立っているが、担害の程度の 違い(したがって復興条件の違い)はやがて対立の激化となって表面化する。5。 結局のところ,ヴェルサイユ条約では戦費賠償は要求されていないし,また 賠償総額の決定も明記されなかった。こうして賠償問題が米国抜きの新設の賠 償委員会に委ねられることになった欧州では,数々の会議を経て最終案(賠償 金総額1,320億金マルク)として「ロンドン支払計画」®(1921年 5 月) が決定さ れた。この支払計画は、賠償額に戦費までも含まれる賠償額の大幅な高額修正 の要求内容となっており、そして何よりも考慮が必要で最重要であると思われ るドイツの支払い能力や経済の復興条件がいずれも無視されていたのである (さきのウイルソン原則の修正案もそうであった)。そのため同支払計画に基づ く賠償支払いは、当初から資金繰りがうまく行かず、やがて為替相場の暴落を 引き起こした。そしてついに賠償額は財政支出総額の約7割を占めるまでにな り(1921年)、ドイツの財政赤字は拡大し財政事情は悪化の途をたどるいっぽ うであった。こうして為替相場は大暴落し、周知の悪性インフレを招くことに なったのであるい。

ドイツのこうした経済状況から2度にわたるモラトリアム(支払い猶予)の要請に対して、上述した各国の損害額の違いで連合国間の対応に分裂が生じた。特に英国と比較して損害額の大きかったフランスとの間で見解は対立した。ロンドン支払計画が実施されていた当初は、両国は互いに共通の認識に立っていた。ところがここに至って、米国と同様に自国経済の回復には欧州大陸市場の復興、したがってドイツ経済の復興救済が必要であることを認識した英国が寛大にモラトリアムへの譲歩を示したのに対して、戦勝国とはいえ戦争の傷跡が未だ癒されないまま財政負担を強いられているフランスは英国の提案(つまり条件付きではあるが、戦債と賠償の取り立ての放棄)に容易には貸同しなかった180。巨額の財政赤字に悩むフランスこそ、自国のインフラ整備及び復旧等の

復興費や個人財産等の民間損害補償に充てるためドイツから巨額の賠償額の受 取り(=「回収可能予算」として計上)に対する期待は大きかったし、賠償請 求を放棄することなど念頭になかったフランスとしては英国の説得にまったく 動じなかったのである。なぜなら、英国の賠償政策が賠償と戦債を結びつけて 解決しようとするものに対して、フランスの賠償政策を規定したものは、むし ろ戦費調達によって生じた累積債務(公債)と復興費を捻出することにあった からにほかならない。いずれにしても,おしなべて英国,フランス,イタリア 及びベルギーなどの連合諸国が賠償と戦債を結びつけた考えに立脚していたか らこそ英国の「戦債帳消し論」の考え方が生まれてきたのであるが、これに対 して世界最大の債権国である米国は、両者はまったく関係なしとし帳消し論を 拒否した見解を貫いた。つまり米国はドイツからの賠償金の受取りを拒否し、 連合諸国からは戦時援助として供与した借款や戦後供与した穀物や綿花などの 諸物資に関する返済を要求したことは言うまでもない。。さらにフランスの抵 抗は、外国為替による賠償支払い額と現物による賠償引渡しの激減もあって、 ベルギーとともにルール地方の軍事占領に走った。その結果、軍事支出の増大 に伴いフランスの財政は益々逼迫するはめになった。他方、こうしたフランス によるルール占領はドイツの生命線とも言える生産部門の完全遮断を意味し、 ドイツ経済は大打撃を被り崩壊寸前までになった?の。戦後ドイツ最大の危機を 眼のあたりにみた連合諸国は,ここに来てようやく賠償支払計画の見直しの必 要性を認識し始めた。こうして英国とフランス両国の対立する賠償問題をめぐ る論争はフランスの妥協という形で落ち着いた。そして1923年末にドーズ委員 会の設置により賠償問題の再検討に入ったのであるª。この段階で解決策が再 び米国の手に渡ったことになり,翌年4月,当初ウイルソン原則でみてきたよ うに米国の思い入れが込められたいわゆるドーズ案が誕生した(同年9月1日 より実施)。ドーズ案は、いわば連合諸国間の妥協の産物であり、あくまで各 国の衝突する利害関係を調整した暫定的な解決案であった。。

(2)ドーズ公債と引渡問題

さてドーズ案では、これまでドイツの支払い能力や復興条件が無視されて遂行されてきた賠償計画が見直され、ドイツ国内(ドイツ通貨の金マルク)で調達されるべき相当額の財源(鉄道債券、工業債券など)を指定し、鉄道及び産業収益からの貢納の実施と、そのための改組や財政管理を規定している。また、第一年度の10億金マルクから出発して第5年度には25億金マルクへと漸増した年次支払計画であるが、それでも当初のロンドン支払計画に比べると年次金は大幅に引下げられており、かなり負担が軽減されたものとなっている。さらに、モラトリアム条項の設置によりドイツの財政の健全化及び経済の安定化をはかることや支払計画期間を1929年8月末日までとすること(以降はヤング案に引き継がれる)、などが織り込まれている。だがドーズ案では、年次金の支払期限は規定されておらず、1936年以降の鉄道債券及び工業債券の償却完了後の年次金額も未定のままとなっており、暫定的措置の一面をのぞかせている。

次に問題となるのが外国為替(外貨)ないしは金の調達,いわゆる引渡(トランスファー)問題であったが、ドイツ通貨(金マルク)で支払われた賠償金は、一切を連合国の引渡委員会が管理することでドイツは外貨調達から解放された。つまり引渡委員会は、実物賠償の実施と賠償回収法による支払いを調節し、マルク相場を下落させることなく多額のマルクを外貨に転換し債権国に引き渡すことを業務とした。したがって、ドイツはドイツ通貨でライヒスバンクに払い込むだけで、これまでのように金マルクを売却し外貨を調達する必要はなくなったのである。ただ、輸入超過の状況が続く中で引渡委員会がマルク相場の変動に支障をきたさないで業務を遂行できるかどうかが問題となる。しかしこうした懸念は、引渡額のうちライヒスマルク払い(主に占領軍費と実物給付)が半分以上を占めていること、なかでも実物給付の圧倒的シェアによって払拭された(表1)。実物給付とは、フランスの要求が反映された「輸出」によるものであることは言うまでもない。しかし英国の産業資本家たちによる反対から、ヤング案では原則廃止となった。

表1 ドーズ案によるドイツの賠償金引渡額

(単位:100万金マルク)

					_			_	
	額	渡	द्री		年 金				
引旗轮割	•	ライヒスマ. (実物給付, 占領)	- ズ公伯費はか)	受領額					
893	(69.6%)	622	(30.4%)	271	1,000	度	Œ	1	31)
1,170	(64.6%)	760	(35.4%)	416	1,220	度	锤	2	第
1,383	(50.5%)	699	(49.5%)	683	1,500	度	年	3	Æ
1,739	(45.8%)	796	(54.2%)	943	1,750	度	年	4	A
2,45	(42.2%)	1,034	(57.8%)	1,419	2,500	度	Œ	5	第
300		204	ļ	102	-	1929.9.1~30.5.17			
1					7,970		3+	合	
					23	利子及び為替差益金			
1					7,993		at	総	

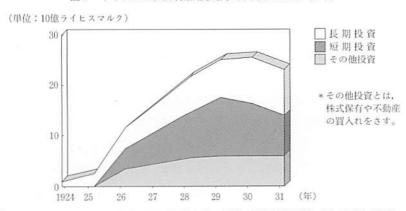
1930年 5 月17日現在、現金残高 15 鉄道債権及び工業債権元利の期日前払いに対する割引総額 29 総 計 7002

(出所)楊井編(13)108~109頁。第1・33表及び第1・31表より作成。

このように、確かにドーズ案によって賠償総額も年次支払い額も引下げられ るなど賠償負担も軽減し,また引渡問題も一応の解決がみられたが,巨額の借 務返済に対してどのように資金繰りをしていくかがドイツにとって当面の課題 であった。そしてドイツには輸出(出超)か外国からの借入れかのどちらかの 選択肢しかなかったが、当時の状況からすると外国からの借入れが資金調達の 最善の方法であった**。1924~30年(長期資本は31年7月現在)における借入 額は長期・短期資本を合わせると約215億マルクで、うち半分以上が短期借入 れで占められており、米国を筆頭にオランダと英国が主要な借入先となってい る(図 5 、図 6 、図 7)。実際、資金不足の渦中にあるドイツ経済はこれら外 国資本によって支えられていたし、今後のドイツ経済の推進ないしは産業の合 理化のために必要不可欠な存在であったと言える。実際、外国借入期間におい ては、戦前期の水準には満たないものの貿易を含めて国内の経済指標がすべて 上昇している℠。したがって,アーントが指摘しているように,「外国借入れ は、賠償問題を一時的に解決したというよりも、むしろ解決を後に引き延ばす ことになった。実際には,外国借入資金のうちドイツの外国債務支払いに直接 充てられたのはほんのわずかな部分にすぎず [²ゥ、外国借入金は賠償支払いの

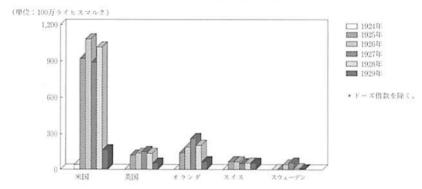
ために使用されたのではなく、賠償問題の解決には至らなかったようである。 ただし、少なくともドーズ案の第1年度は10億金マルクのうち8億金マルクは 外債によって支払われた。この「ドーズ公債」をめぐっては、確かに決定的な 役割を演じたとは言え、果たしてドーズ案にとって本質的に不可欠であったど うか疑問の余地が残されていたようであるが、少なからずフランスとの妥協を はかるための手段であったと言われている。いずれにしても外債(利払いを 含む)の累積は、直接的にせよ間接的にせよ、賠償支払いを逆に不可能な局面 に陥らせてしまう可能性も十分考えられることであった。また、外債(長期債) のうち約7割(約50億マルクに相当)が米国資本で占められていたが、すでに 言及したように、「ドイツは米国から資金を借りて連合諸国へ賠償を支払い, 連合諸国はこれを以て米国に対する戦債の一部を返済する」といった国際的資 金循環が形成されていた。つまりこのことは、上述したように、「ドイツにとっ ては賠償債務が商業債務に変っただけであって, 賠償問題のガンであった引渡 問題は(ドーズ案ではやはり)本質的にはなんら解決されていなかった(「見 せかけ」の解決であった)」20(括弧内は筆者)とみることができよう。加藤氏 も、ヤング案はドーズ案の矛盾を止揚したのではなく確認しただけであり、外 債による「見せかけ」の引渡しを公にしたものであると評している⁸⁰。

図5 ドイツにおける外国投資残高(年度末:1924~31年)



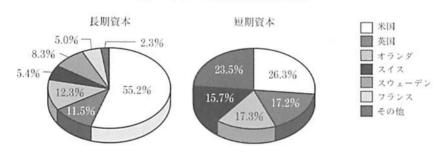
(出所) C.T.Schmidt, German Business Cycles, 1924-33, 1934.p.83. ただし、楊井編[13]110頁、第 I ・35表より作成。

図6 ドイツにおける新規証券発行の主要国別内訳(1924~29年)



(出所) League of Nation, Balance of Payment, 1931-32, p.101. ただし、楊井編(13)292頁, 第日・61表より作成。

図7 ドイツの国別資本借入額の構成



(注) 長期資本は1924~1930年6月30日まで。短期資本は1931年7月末現在。(出所) 大島編(3)89頁、1-44表より作成。

こうして1920年代は、経済の立て直しをはかるための復興資金から英国やフランスなど連合国への賠償支払いまで、米国を中心とした外国資本に依存していたドイツは戦後最大の資本輸入国と化したのである。同時に、米国の資本輸出に始まる国際的資金循環の構図と米国の国際収支の構造的不調整は非常に不安定な均衡状態を創り出し、米ドル依存の高まりはやがて対米通商差別とも受け止められる新たな地域経済圏の形成要因となった。ともあれ、20年代を通じて金融的手段のみの結びつきといった戦後復興期のいびつな欧米経済関係という印象はどうしても払拭できない。

4. 排他的地域経済圏形成の前兆

第一次大戦後の世界貿易を鳥瞰すると、相対的安定期といわれた1920年代を通じて米国、英国そしてドイツの3ヵ国を中心に世界貿易は展開していた。特に注目すべき動向としては、米国と英国の世界貿易に占めるシェアの逆転であろう。いずれも14~15%のシェアを占めていた両国であったが、米国のすさまじい追い上げにより20年代末にはついに英国を凌ぐまでになった。前節でも言及したが、英国における不況の最たる原因は輸出の低迷にあった。特に石炭・綿・毛織物・鉄鋼そして造船業といった主要輸出産業の不振は大量の失業を生んだ。かつて19世紀を通じて英国は競争上の優位性を有していたが、20世紀初頭からみられた技術進歩によって主要なエネルギー源であった石炭と鉄鉱石は石油と水力発電と競合するようになり、また熟練労働力は安価な不熟練・半熟練労働力に次第に代替され始め、20年代はこれまで英国が有していた有利さがことごとく失われていく時期であったと言ってよい部。以降、英国に代って今日に至るまで米国の世界貿易の中心的地位は揺るぎないものとなってきた。

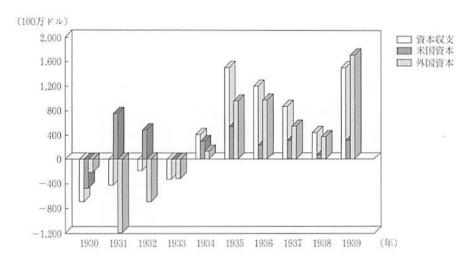
しかし前節でみてきたように、20年代を通じて資本輸出によって輸出増大をはかってきた米国であるが、29年恐慌による長引く世界的不況は対米債務諸国をして債務不履行問題を深刻化させ、米国はついに対外投資を規制する「ジョンソン中立法」の制定(1934年4月)に踏み切った。こうした内外の諸事情により、30年代に入ると対外直接投資は激減し米国の長期資本勘定はこれまでの出超(流出)から入超(流入)に転じた(図8)。このことは、もっぱら米国資本に依存していた新興農業諸国などの対米債務国はさらなる資金不足(ドルの世界的供給不足)のあおりを受け、米国への債務支払い(民間投資の利子・配当を含む)に支障をきたす結果ともなり、当時これら諸国が例えば金支払いを余儀なく強いられることになった理由もここにあった。こうして1930年代初めに米国の資本輸出は実質的に崩壊し、一方で「ホーレイ・スムート関税」(1930年)の制定による保護貿易政策の強化は、慢性的不況と農業恐慌により輸出不振にあえぐ新興農業諸国に決定的なダメージを与えることとなり、やがてこ

のことはこれら諸国を排他的地域経済圏(ブロック)の形成へ導くことになっ たのである。

他方,戦前には世界貿易のシェアで米国と英国に比肩していたドイツは,す でにみてきたようにドーズ案(1924年4月)に基づかれた支払い計画を実行す べく産業の合理化をはかるなどして経済の再建に着手した。しかし反面、産業 の合理化は大量の失業者を生み出し巨額の債務を背負うことになった。生産力 水準の向上に努めたにも関わらず、競争関係にある米国の広大な市場を擁する 国際的競争優位に対してドイツ市場の狭隘さから、輸出は戦前の水準に達する ことができず世界貿易に占めるシェアも8~9%に甘んじることになった32。 さらに20年代に入ってから、米国を筆頭に資本主義諸国における重化学工業の 発展は国際競争を激化し、米国及び英国などの高率関税の設定(図9)でみら れるように関税競争による保護主義化の強化は、第一次大戦前からの経営的な 入超基調にあった貿易赤字をいっそう増大させ恒常化した。さらに20年代中葉 からの本格的な賠償金の支払いとともに長期的民間投資に対する年々の利子・ 配当支払いなどのかさむ返済とあいまってドイツの国際収支の悪化(不均衡) は世界恐慌後まで続いた(表 2)。このような20年代を通じて外国資本に依存 せざるを得なかったドイツ経済は、上述したように世界恐慌を端緒とした米国 の資本輸出を基調とした国際的資金循環構造の実質的崩壊によって外国資本の 流入は完全停止した。こうして外国資本(うち半分以上は短期資金から成る) とりわけ米国からの資本流入によって左右されてきたドイツ経済は変容し、30 年代に入ってやがて経済のブロック化へ向かわしめることになる。

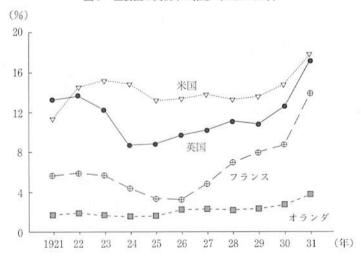
また、ドイツからの賠償支払いへの期待が大きかったフランスは、すでにみてきたように戦争による大被害とルール侵攻による軍事費負担などで、巨額の財政赤字を生んだ戦後のインフレと慢性的財政危機(1924~26年)に見舞われたが、それでも20年代前半のフランスは他の諸国に比べると経済復興が比較的順調に進み、後半ではかなりの好況を呈するまでになった。近代的な工場設備は拡充され、戦争による人的損失は外国人労働者の流入によってうまく補塡することができたのである。こうして20年代後半の好景気は世界大不況に入る初

図8 米国における資本の流れ



(出所) 図2に同じ。

図 9 主要国の関税率の推移(1921~31年)



(出所) 大島編[3] 128頁, 1-60表より作成。

表 2 ドイツの国際収支 (1924~1932年)

(肌位:100万ライヒスマルク)

			¥¥.	78	Нh	定			·····································	外中
		商	60						施施表	流流 出の 大連 (の 大連) (の 大連) (の 大連) (の) (
年 次	€G H	翰	λ.	バランス	賠償金	利予及び 配 当	その他の サービス	経常バラ ンス総計	(T)	八(二)の企
19244	7,816	9,6	664	-1.848	-281	+159	269	-1,701	+2,913	-1.212
1925	9,572	11,9	934	-2,362	-1,057	-6	421	-3,004	+3,240	- 236
1926	10,700	9,8	883	+817	-1,191	-173	449	-98	+679	-581
1927	11,126	14,0	016	-2,890	-1,584	-345	566	-4,253	+4,777	-524
1928	12,644	13,8	868	-1,224	-1,999	-563	676	-3,110	+3,172	-62
1929	13,655	13.6	624	+31	-2,501	-800	871	-2,399	+2,307	+92
1930	12,192	10,	548	+1,644	-1,694	-1,000	521	- 529	+ 494	+ 35
1931	9,637	6,	779	+2,858	- 988	-1,200	445	+1,115	-2,722	+1,607
1932	5,778	4,3	724	+1,051	-160	-900	258	+252	- 489	+237

^{*}提期資本移動並びに短期資本移動と類別されるものの他に、この項目には過調や脱弱などの「その他残高」として計算される類別できない(定義し得ない)資本移動の額が含まれている。

(出所)メルクセ[12] 邦訳, 156官

年度まで続いた。特にフランの過小評価とそれに伴うフランの減価はフランスの輸出拡大要因として働き、なかでも観光産業などのサービス産業の発展が著しく好景気に拍車をかけた。このようなフランスの好況の特徴の一つは、上述した米国やドイツの状況とはまったくかけ離れたところで展開された点にある。そして大不況下、やがて景気後退を迎えることになるものの外国人労働者の自発的な海外流出により他の諸国とは異なって不況は失業の増加に結びつかなかった。しかし30年代に入ってからも続けた金本位制の堅持と硬直的な国内デフレ政策は、英国及びスターリング関諸国の金本位制からの離脱、さらにはドルの切り下げなどが手伝って輸出の大幅な減少と国内産業の収益性の悪化による相次ぐ破産のため大量の失業者を生むことになり、30年代中葉になっても景気回復は遅々とした状況にあった。ここに来て、フランスでは不況と失業は結びつかないという神話(?)は崩れた30。

5. 結びに代えて

振り返ってみると、第一次大戦後の経済復興と戦後処理に充てられた1920年 代はまさに動揺と不安定性要因に満ちた時期であった。本稿では、1919年のヴェ

^{**}比較的重要性の低い民間勘定の全移動を含む。

ルサイユ条約締結から1929年に起った世界恐慌までの戦間期をドーズ案の成立(1924年)を境に分析対象を前半部分と後半部分に分けて考察してきた。ここでは本稿の分析を通して1920年代を通じてみられる特徴的な点として、以下の3つを指摘することでまとめとしたい。

まず第一に、戦後復興に伴う米国資本の国際的な役割である。つまり、欧州 列強の経済復興のアクターとして展開した米国の資本輸出が連合国間の戦債 (債権-債務)を通じて最終的に米国に還流されるという、いわゆる国際的資金 循環の構図である。本稿では、これを本来あるべき姿からは掛け離れた米国の 国際収支不調整問題に伴う欧米間のいびつな経済構造の形成として捉えた。

第二に、戦後処理の中核を成すドイツ賠償問題をめぐる欧州列強の対応と解決策である。ここでは賠償問題が単にドイツだけの問題ではなく、上述の連合国間の戦債問題と大きく関わっているため欧州列強の思惑もさまざまであった。特に戦争被害の程度が異なる英国とフランスの賠償請求の対応は対照的であった。ドイツ問題をめぐる両国の対立と和解の歴史は第二次大戦後のEU統合過程の歩みを象徴するものであり、本稿では両国の因縁の歴史をドイツ賠償問題にみることができたと言える。

そして第三に、戦後復興期にみられる特徴の一つに英国に代る米国の国際的地位の向上を挙げることができる。かつて債権大国であった英国は米国に取って代わられ、また日本や新興諸国の台頭により国際競争上の優位性は次第に失われて世界貿易に占めるシェアも米国に逆転された。上述のように連合国間の戦債問題に絡む米国資本にのみ依存した不安定性要因から成る欧米間経済構造は、やがてやって来る世界大不況による米国の国際的地位の後退と欧州列強の排他的な地域経済圏形成により崩壊する。こうして熱帯産品輸入国を除く殆どの国に対して貿易収支の出超を示す世界貿易の主導的な地位にあった米国はやがて孤立化してゆくことになる。そして対米通商差別と映った米国は、その対抗手段として欧州列強がとった直接的な貿易統制政策でなく、いわば孤立主義からの脱却をはかるために独自の通商政策いわゆる互恵通商協定政策を展開することになるのである。以下の分析は次号にゆずることにしたい。

:‡

- 1) フリードマンは、世界不況は米国による金融政策実施の際の誤りが唯一の原因であると主張し、他方サミュエルソンは一連の歴史的偶発事件が世界不況を引き起こしたと言明している。しかしキンドルバーガーは、フリードマンの説明は一国的かつ貨幣的で政策決定に関わるもので単一原因説にすぎないということから誤りであるとし、一方サミュエルソンの説明はそれ以上に説得的でないとして、世界的大不況の原因に関する両者の見解をいずれも退けている。キンドルバーガー (5) 邦訳、1~2頁(原書, pp.19-21)。
- 2) 丹下氏は、29年恐慌が長期化かつ深刻化した主要な原因となる背景として、米国国内において20年代に形成された自動車及び建築関連産業という蓄積基軸、無狂的ブームをもたらした資本の過剰化、農業の慢性的な生産過剰化などは大戦による世界経済の構造変化を媒介にするものであったことにほかならないため、30年代の不況の慢性化あるいは自動回復力の喪失は、単に金融資本段階での一般的な恐慌の形態変化要因から直ちに説明され得るものではないとしている。大島編〔3〕122~123頁。
- 3) キンドルバーガー, 前掲書、邦訳、7~9頁(原書, pp.25-28)。またキンドルバーガーは、これまでの英国に代位する米国の国際的貸付のへの参入について、米国の熱意は評価しているものの、経験の浅さと指導原理の欠如を指摘している。同上、14頁(原書, p.32)。非対称性については、同上、邦訳、265~267頁(原書, pp.292-294) を参照されたい。
- 4) キンドルパーガー、前掲書、邦訳、16頁(原書、p.35)。また後でみるように、ヴェルサイユ条約は確かにドイツに対する賠償金額を決定することはできなかったしその決定は賠償委員会に委ねられることになったが、E.マントウーは、ヴェルサイユ条約の賠償規定について世界不況に何ら直接的責任はないと主張している。同上、邦訳、16頁(原書、p.35)。
- 5) 大島編,前掲書,25~34頁参照。特に工業用原材料や熱帯斑晶の輸入国に対しては、の ちに主要供給国方式によって米国の側案した互惠通商協定政策に基づく新たな貿易政策に 包摂されることになるのである。
- 6) 大鳥編, 前掲書, 31頁。
- 7) キンドルバーガーは、戦後復興から世界的大不況に至るまでの短期的ブームに移行する 転換期として、ポンドが安定し他の諸国通貨が金本位に復帰した年である1925年、マルク が安定しドーズ条が採用された1924年、さらに米国間で最終の戦債協定が締結され、フラ ンス・フランが事実上安定した1926年をそれぞれ提示している。キンドルバーガー、前掲 曹、邦訳、13頁(原件, p.31)。
- 8)当時「ドイツ問題」をめぐって、英国は「バランス・オブ・パワー」の観点から、加盟 国の拡大によりEC域内におけるドイツの発言力を相対的に小さくするという考え方を示

- し、他方フランスは「深化」の観点からドイツの意思決定自体をFCの中に取り込んでい こうとする考え方をとった。
- 9) 今日のEU誕生までの過程を和解と対立を交えながら論じたものとして、抽稿「欧州統合の軌跡とEUの欧州化一多元的空間における「結束」、「原療」そして「和解」一」高橋基泰・松井隆幸・山口由等編著『グローバル社会における信用と信頼のネットワーク一組織と地域一』明石書店、2008年を参照されたい。
- 10) 加藤榮一氏は、第一次大戦を「(欧州) 各国がその国内的矛盾を対外的矛盾に転化して解決しようとしたことの帰結であるとし、さらに抗争的国際関係の再現でありその集中的表現が賠償問題であるとしている。楊井緝 (13) 78頁。
- 11) ドーズ案とは、1923年12月27日、賠償委員会によって任命された2つの専門委員会のうち、モルガン系のC.G.ドーズ氏を委員長とする第一委員会の報告書を指す。同専門委員会は、元々は欧州復興とドイツ賠償支払いを確保するための前提として、ドイツ通貨(金マルク)の安定と予算の均衡を達成するためのプログラムを作成することを任務としていた。したがって、単にドイツの賠償支払い計画だけでなく、ドイツの新発券銀行の設立に関する規定及び財政管理の規定が織り込まれていた。楊井編、前掲書、104頁参照。
- 12) ウイルソン大統領は、1918年1月8日の議会で14か条にわたる講和締結の基本条件を提示したが、そこには賠償金取り立てに関する規定はみられなかった。同年2月21日の議会演説において、明白に「無併合、無賠償」の原則を宣言している。楊井編、前掲書、79頁参照。
- 13) 詳しい経緯をたどるならば、ウイルソン原則の修正は、ランシング米国国務長官による「ランシング党書」(1918年11月5日)及びヴェルサイユ体戦条約(1918年11月11日)にそれぞれ反映されている。ただしこの段階では、ドイツの支払い能力は完全に無視された連合国に有利な一方的な内容であったが、それでもまだ賠償範囲が連合国の市民に対する損害補償に限定されていた。楊井編、前掲書、78~79買参照。
- 14) バルークの計算によると、戦費を含めた場合の各国の取り分は、フランス24%、英国40%、ベルギー1.7%、イタリア6%で、戦費を除外した場合は、フランス43%、英国19%、ベルギー24%、イタリア6%、以上。こうしてみると、英国の戦費を含める方向への立場の移行も頷けるし、逆にフランスの微妙な動揺も隠せないことが分かる。楊井編、前掲書、82頁。
- 15) 英国の見解を代表するロイド・ジョージ氏の主張には2つの留保条件を付けている。一つに賠償支払いはドイツの支払い能力以内に限定されるべきであること、いま一つにドイツは英国との貿易及び産業に悪影響を及ぼすような支払いは許されないこと。このように担害の比較的小さかった英国は、フランスとは異なって、ドイツ経済の復興ないしは賠償

支払い能力などに配慮する余裕がうかがわれる。楊井編、前掲書、80頁。英国をはじめとする連合諸国の賠償請求問題については、ケインズ(7) 邦訳、第 5 章賠償、89~177頁(原書,pp.71-142)を参照されたい。ちなみに、ここに掲げた『平和の経済的帰結』は、既出のフランス経済学者E.マントウーとの間で論争を引き起こした著書で有名である。ケインズは、本書の中で巧みな筆致で戦争責任及び賠償条項を織り込んだヴェルサイユ条約を痛烈に批判している。

- 16) 1920年2月20日に新設された賠償委員会は、ドーズ案に至るまで400回以上にのぼる会議が開かれたと言われている。ちなみに、「バリ決議」(1921年1月)をはじめとするロンドン支払計画が成立されるまでの諸々の会議については、楊井編、前掲書、87~88頁に詳しい。またロンドン支払計画の骨子は、次の3つから成っている。(1)債券の交付について、(2)債券の利子と償還のために、ドイツは毎年20億金マルクの年次金と輸出の26%に相当する金額を支払うこと、(3)支払金の担保と保証委員会設置に関する規定について、以上。詳細については、同、88~89頁を参照されたい。
- 17) 1921年の同支払計画によって定められた賠償支払い総額1,320億金マルク(実際には、連合国に対するベルギーの戦債60億金マルクが加算されるため、ドイツの債務総額は1,380億金マルク)という、この英大な額にのぼる「賠償負担は1920年代を通してドイツ経済の発展を直接にも間接にも規定することになった」「アーント(1)邦訳、22~23頁(原書,pp.25-26)」と言われるほどで、ドイツの支払い能力などがまったく考慮されていないことがうかがえる。本文で言及しているように、この賠償負担は破滅的な悪性インフレの主たる要因となったばかりか、翌年にはマルクの価値は急落し戦前価値の一兆分の一にまで崩落したと言われている。同上、23頁(原書,p.26)。ちなみに、ドイツの卸売物価指数(各年度12月末現在、1913年=100)は、以下のとおりである。245(1918年)、800(1919年)、1,400(1920年)、3,500(1921年)、147,500(1922年)、126,000,000,000,000(1923年)、以上。A.ルイス(15)邦訳、28頁。注20)も参照されたい。
- 18) 英国が連合国間の債権債務を報消しすることによって賠償問題の解決をはかろうとした 根拠は、米国に次ぐ債権国の地位にあった英国の最大の貸付国がロシアや小国であったた め、回収の見込みのない報簿上の受取超過額であったからにほかならない。楊井編、前掲 書、102頁参照。英国の戦費については正確な数字は明らかにされていないが、米国が参戦 するまではもっぱら連合国の戦費の貸し主であった英国は、米国の政府及び民間から借り 入れて自国及びほかの連合諸国の戦費調達に充てていた。同、100~101頁参照。もっとも 英国の戦債報消し案は、元々ケインズが彼の著書『平和の経済的帰結』の中で提案された ものである。詳細については、ケインズ、前掲書、邦訳、第7章「救済策、日連合国相互間 の債務の清算」。211~221頁(原告、pp. 170-179)を参照されたい。程度の差こそあれ戦後不

況下にあった英国は、目標が金本位制への復帰と戦前水準への経済の回復にあり、財政の均衡化と物価の引き下げのために金融引締めを行った。しかし結果的には、100万人を超える大量の失業者を生み労働争議が頻発し、1924年には失業者数は120万人(被保険者全体の10%に相当)に達している。アーント、前掲書、邦訳、16頁(原書、p.20)。英国の産業界の不況は深刻化し、鉄鋼・造船・綿織物及び石炭などの主要産業の生産力の低下とそれに伴う輸出の低速は大不況の原因となった。こうして、英国は不況の克服を欧州大陸市場の回復と安定に求め、賠償問題への政策軟化に転じたのである。大島錫、前掲書、11頁。一方フランスでは、「製造業者、農民、労働者、中産階級、資本家は課税に抵抗し、フランスの再延と戦債の返済という負担を皆で分かち合うことを否定した。担害の代償は戦争に負けたドイツによって支払われるであろうというほとんど空想ともいいうる考え」(C.P.キンドルバーガー者/中島健二訳『経済大国興亡史:1500-1990(上)』岩波書店、2002年(C.P.Kin dleberger, World Economic Primacy:1500 to 1990,Oxford University Press,Inc.,1996)、214頁)がフランス全土に蔓延していたようである。

- 19) キンドルバーガー,前掲書,邦訳,20-21頁(原書,pp.40-41)参照。賠償問題と戦債問題の 関係については,例えば,楊井綱,前掲書,100~102頁に詳しい。1921年,フランスの財 政赤字は支出総額の約55%に相当する280億フランにのぼっていた。大島錫、前掲事、10頁。 またロリッツによると、フランスの戦争による直接被害数は以下のとおりである。人口207 万人、家屋74万戸、耕地475万エーカー、工場機械22,900件、炭坑200件、道路3,647マイル、 橋及びトンネル6.125件、鉄道路線3.000マイル、鉄道用橋及びトンネル996件、以上。同上、 11頁。フランスの個人財産及び個人財産以外の損害補償については、楊井錫、前掲書、98 ~99頁、第 1 · 28表及び第 1 · 29表(Haig.R.M..The Public Finances of Post-War Erance. 1929,p,299,p,302)を参照されたい。実は,フランスは過去に2度も賠償金を支払わされた苦 い経験がある。ナポレオン戦争後(1815年以降)の約7億フランの対英賠償支払いであり, 1871年のドイツに対する約50億マルクの賠償支払いである。しかしその支払(引渡し)は, フランスに大した稲手を被らせることなくスムーズに行われたようである。フランスにし てみれば,言葉に語弊があるかも知れないが,おそらく今度こそは賠償金をせしめる番だ という思いがあったにちがいない。しかしながら、どうも今回の賠償金の引渡しは上手く 行かないことに連合国特にフランスの苛立ちは隠せないであろう。ドイツからの賠償取り 立てが失敗に終った理由及び経緯については、キンドルバーガー、前掲書、邦訳、16頁(原 掛.pp.34-35)及びキンドルバーガー (6) 邦訳, 304~307頁を参照されたい。
- 20) ヴェルサイユ条約では賠償金に関する規定だけでなく、ドイツ領土の割譲と実物賠償に 関する規定が盛り込まれている。ドイツ本国の領土は戦前期全土の13.05%に相当する而積 が削減されたが、面積よりも領土割譲による産業と資源の喪失からドイツ重工業は大打撃

を受けたことの方が問題であった。鉄分含有量が少ないミネット鉱を有するロレーヌ地方 の鉄鋼業は、大部分がルール地方の良質なコークス供給に頼っていたし、またローヌ鉱石 の販売、銑鉄・粗鋼などの販路をルールに依存していたため、ヴェルサイユ条約によるロ レーヌのフランスへの遠付はルールとの切断を意味し、ロレーヌ重工業はその存立基盤を 失う事態となったのである。他方,フランスは同条約によってザール炭の向う15年間の石 炭採掘権を獲得したが,ザール炭はコークス生産に不適切であったために,同条約に実物 賠償の要求が盛り込まれることになった。しかし、フランスにとって同条約に基づく取り 分は決して満足のいくものではなかった。こうして石炭(コークス)問題は賠償問題と深 く絡んでおり、このことが1923年のベルギーと一緒にルール占領を行った動機にほかなら ない。楊井編,前掲書,85~86頁参照。ちなみにドイツが領土割譲によって喪失した生産 高(トン単位基準指数)は,以下のとおりである。石炭19%,煉炭7.2%,コークス製造8.4 96、鉄鉱石74.5%,熔鉱炉業26.7%,鋳鉄工場4.6%,熔鉄工場19.2%,圧延工場15.8%,重 鉛鉱68.5%,亜鉛精錬所60.2%,鉛鉱26.3%,鉛製錬所22.8%, 岩塩・カリ塩2.6%,製塩業 15.7%, 硫黄14.3%, 以上(Angell,J.W., The Recovery of Germany, 1929, pp. 363-364)。同, 85 頁。また1923年の物価指数は,1913年を1とすると,2.785(1月)→74.787(7月)→7.094.800.000 (10月)と法外な数値を示している。大鳥編、前掲書、13~14頁。

- 21) 当初は2つ委員会を設置することで合意がみられた。一つは、本稿で取り上げたC.G.ドーズが委員長の委員会であり、いま一つは、「ドイツ市民が連合国の目をかすめてどれほどの資本を国外に逃避させたかを決定するためのもので、フランスの自尊心を満足させるだけの重要性のない委員会」〔キンドルバーガー〔5〕、前掲書、邦訳、18頁(原書,p.37)〕とキンドルバーガーが称したものである。
- 22) 楊井編, 前掲書, 104頁参照。
- 23) 楊井編、同上、106頁参照。ヤング案では、ドーズ案で未定であった年次金支払期限について1988年に支払いが終了すること、さらに賠償総額も約370億金マルク(ロンドン支払計画1,320億金マルクの3分の1に相当)であることが決定された。またドーズ案では、引渡に関しては賠償金の国内調達と債権国への引渡しが分離され全面的に引渡委員会の手に渡ったが、ヤング案では引渡保護規定が廃止されたため、引渡業務の一切が再びドイツの手に戻った(同、112頁参照)。
- 24) 楊井編. 同上, 108~109頁参照。
- 25) この点に関して、実に厄介な問題として債権国に対する返済方法として、債権国が実物 (商品形態)による賠償受取りを過去に一度も応じようとしたことがなかったことである。 こうした背景には、ドイツが債権国つまり資本供与国と競合関係にあったため競争的な工 業製品による賠償支払いに対する債権国側のかなり強い反発があった点を指摘できる。ま

- してや、原材料や農産品などはむしろドイツにとっては主要な輸入品であり、農業国や途 上国のように補完的商品として支払いに充てることは実際問題として不可能であった。アー ント、前掲書、邦訳、26頁(原書.p.28)参照。
- 26) 経済指標の詳しい数値については、アーント、前掲書、邦訳、24~25頁(原書,pp.27-28) を参照されたい。
- 27) アーント、前掲書、邦訳、25頁(原書,p.28)。アーントが言うには、「むしろ外国借入れは、経済拡張の基盤を形成することによって税収の増加をもたらし、それによってドイツ政府による債務支払いと、債権国への外貨払い(外債利払いを含む)に必要な外国為替の調達とを可能にした」(同、邦訳、25頁、原書,p.28) というのである。
- 28) 楊井編,前掲書,111頁参照。なお、外債による賠償引渡しが単なる「見せかけ」であったという見解については当時一般に認められていたが、外債が賠償支払いにとって本質的かつ永続的に必要不可欠であったかどうかについては見解が分かれていたようである。この点に関しては、同、110~111頁,脚注(6)を参照されたい。
- 29) 楊井編、同上、111頁。
- 30) 楊井編、同上、113頁。加藤氏は、賠償問題の帰結として次のように述べている。「アメリカを除くすべての参戦国は、第一次大戦後の後始末を自力ではつけることができなかった。それぞれが他国の犠牲においてそれを成し遂げようと試みた。これが賠償問題であり、戦債問題であった。ドイツが外資を導入することによって、とくにアメリカ資本の輸入によって、これらの問題は最終的解決の執道に乗るかにみえた。しかしその支柱であった資本の輸入自身がドイツ資本主義の構造に重大な作用を及ぼした。そのため世界恐慌はドイツ経済を根底から震撼させ、解決は「見せかけ」であったことを暴落したのである。」(同、113頁)。こうして、「(世界恐慌の教訓から、遥かに高度な組織性もつことが求められるドイツ資本主義)をドイツはナチスという形で実現し、ナチスはヴェルサイユ条約を破楽して賠償問題は終馬した。賠償問題解決の支えであった資本輸入自身が賠償問題を否定したことになった。」(括弧内は筆者、同、116~117頁)。
- 31) このように機械化の進展に伴って、労働力も熟練労働から不熟練労働ないしは半熟練労働に対する需要が高まってきた。このことは、本文でも指摘しているように、熟練労働力を豊富に有していた英国の有利性(強み)が消失することを意味する。反対に、この頃から安価な労働力を武器とする日本などが徐々に競争力を強めてきたのである。これは、インドの綿工業の発展でみられるように特に繊維産業で、さらに代替エネルギー源の出現によって衰退していく石炭及び鉄鋼産業などで顕著にあらわれた。こうして、これら新興諸国の高率の輸入関税による保護政策や輸出補助金による輸出促進政策により、英国の競争上の優位性は消滅していった。アーント、前掲書、邦訳、16~17頁(原書、pp.20-21)参照。

S.F.コットグローブは、当時の英国の科学技術に対する関心のさなを次のように表現している。「戦間期の産業界の工学教育に対する冷淡な態度と科学教育を受けた人材に対する需要の小ささは、この国の産業界が一般的に科学の研究やその生産への応用に対して冷淡であったということに照らしてみれば、さして驚くべきことではない。」(C.P.キンドルバーガー著/中島健二訳『経済大国興亡史:1500-1990(下)』前掲書、38頁)。なお、戦間期における日本帝国主義の台頭とアジアとの関係については、小野一一郎編『戦間期の日本帝国主義』世界思想社、1985年及び小野一一郎・吉信 粛編『両大戦間期のアジアと日本』大月書店、1979年を参照されたい。

- 32) 大島編、前掲書、53頁。ドイツの貿易動向については、同、60~65頁に詳しい。また国内市場の狭隘さの基調を成したのは、まさに大量の失業にほかならなかった。本文でも述べているように、ドイツ経済の再建をめざしてはかられた産業の合理化は、安定恐慌時に生じた大量の失業を抱えた中で行われたため、さらなる失業者の創出要因となった。ちなみに、1926年末及び27年末には失業者数は200万人を超えた。ドイツ失業者数の動向については、同、135頁、1-63表を参照されたい。
- 33) フランスの1920年代における国内の経済状況については、アーント、前掲書、邦訳、20~21頁(原書,pp.23-24)参照。1930~35年において、すべての経済指標は低下し続けたという。例えば、工業生産は33%、卸売物価は46%、貿易額は66%下落した。また失業者数も、1929年の928人から35年には426,336人へと急増しており、他の諸国とは対照的な様相を呈していることが分かる。同、22頁(原書,p.25)。

参考文献

- [1] H.W.アーント著/小沢健二他訳『世界大不況の教訓』東洋経済新報社、年(Heinz W.Arndt. The Ecomonic Lessons of the Nineteen-Thirties, Frank Cass & Co.Ltd., 1972).
- [2] 安保哲夫著『戦間期アメリカの対外投資ー金融・産業の国際化過程ー』東京大学出版 会, 1984年.
- 〔3〕 大島 清編『世界経済論―世界恐慌を中心として―』勁章書房。1965年。
- [4] J.A.ギャラティ著/安部悦生訳『世界恐慌一前兆から結末まで一』TBSブリタニカ、19 86年(John A.Garraty, The Great Depression: An Inquiry into the Cause, Course, and Consequences of the Worldwide Depression of the Nineteen-Thirties, as seen by Contemporaries and in the Light of History. Gerard McCauley Agency Inc., 1986).
- 〔5〕C.P.キンドルバーガー著/石崎昭彦・木村一朗訳『大不況の世界 ―九二九――九三九』

松 非 降 幸

東京大学出版会,1982年 (Charles P.Kindleberger, The World in Depression 1929-1939, University of California Press, 1973).

- [6] C.P.キンドルバーガー者/相原光・緒田原涓一・志田明訳『国際経済学』(第4版), 評論 社, 1972年 (Charles P.Kindleberger, International Economics, 4th edition, Irwin, 1968).
- [7] J.M.ケインズ著/早坂忠訳『平和の経済的楊結』(ケインズ金集第2巻) 東洋経済新報社、1977年 (The Collected Writing of John Maynard Keynes, Vol. II , The Economic Consequences of the Peace, Published for The Royal Economic Society, The Macmillan Press Ltd., 1971).
- (8) S.B.ソウル/久保田英夫訳『イギリス海外貿易の研究―1870~1914―』文眞堂, 1980年 (S.B.Saul,Studies in British Overseas Trade:1870-1914,Liverpool University Press, 1960).
- 〔9〕 戸原四郎著『ドイッ資本主義―戦間期の研究―』桜井書店, 2006年.
- [10] 中瀬寿一編著『世界恐慌前夜から第二次大戦に至る世界政治経済経営史年表―1917~ 1945年―』大阪産業大学財閥史多国籍企業史研究センター, 1983年.
- (11) 西田勝喜著『GATT/WTO体制研究序説ーアメリカ資本主義の論理と対外展開ー』文員 常、2002年。
- (12) R.ヌルクセ著/村野 孝・小島 清訳『国際通貨―20世紀の理論と現実―』東洋経済新報社,1956年(Ragner Nurkse, League of Nation, International Currency Experience: Lessons of the Inter-War Period, 1944).
- 〔13〕 楊井克巳編『世界経済論』東京大学出版会,1961年。
- (14) ヨーロッパ現代史研究会編『国民国家の分裂と統合一戦間期ヨーロッパの経験―』北樹出版,1988年。
- (15) W.A.ルイス者/石崎昭彦・森 恒夫・馬場宏二共訳『世界経済論』新評論, 1969年(W. Arthur Lewis, Economic Survey:1919-1939,London,1949).

(2008年10月 脱稿)